

特集《ライセンス契約の実務》

中国ライセンス契約に関する
スキーム比較弁護士 藤本 一郎⁽¹⁾

要 約

中国法の制約により、技術ライセンス契約は、中国国内契約と中外渉外契約で異なる取扱いを受けることがよく知られているところである。

そこで、本稿では、日中間の技術ライセンス契約と商標ライセンス契約について、日中間の直接ライセンス（中外渉外契約）と間接ライセンス（日本法人の支配する中国法人を間に挟むことにより対外的には中国国内契約）の2つのスキームの間で、知財法のほか周辺法制度も加味し、どの程度の法的相違（有利・不利）があるかを検討した。

結論として、技術ライセンス契約の場合は、ライセンサーとなる日本法人にとって、間接ライセンスの方が若干ながら法的にはより有利な立場を確保できるが、その差は絶対的なものではなく、商標ライセンス契約の場合は、ほぼ差がないということになった。もっとも、具体的な点によっては相違が見られる点、留意すべき点も少なくはなかった。具体的な事案を検討する際に、本稿で言及した諸論点について参考にして頂ければ幸いである。

【目次】

- | | |
|--|--|
| <p>第1 はじめに</p> <p>第2 あり得るシナリオ・スキームの検討</p> <p>1 ライセンサーについて</p> <p>2 ライセンシーについて</p> <p>3 ライセンスの客体について</p> <p>4 日中直接ライセンスか、間接ライセンスか</p> <p>5 小結</p> <p>第3 技術ライセンス契約の際に考慮すべき点</p> <p>1 はじめに</p> <p>2 技術ライセンス契約におけるライセンサーとしての保証義務</p> <p>3 技術ライセンス契約による改良技術の帰属</p> <p>4 その他の技術ライセンス契約に対する制約</p> <p>(1) 競業技術の制限</p> <p>(2) 拘束条件の制限</p> <p>(3) 原材料等の制限</p> <p>(4) 実施制限に関する規制</p> <p>(5) その他の技術ライセンス契約の内容に対する制限</p> <p>5 技術に直接関連しない条項について</p> <p>(1) 紛争解決条項</p> <p>(2) 送金に関する諸規制</p> <p>(3) 経営範囲による制約</p> <p>(4) 反独占法制定以後の状況について</p> | <p>6 技術ライセンス契約において、直接ライセンスと間接ライセンスのいずれがより好ましいかについての結語</p> <p>第4 商標ライセンス契約の場合に考慮すべき点</p> <p>1 はじめに</p> <p>2 商標ライセンス契約におけるライセンサーとしての保証義務</p> <p>3 商標ライセンス契約の手續と送金について</p> <p>(1) 一般的な手續</p> <p>(2) 送金面</p> <p>(3) 経営範囲とフランチャイズに関する点</p> <p>4 商標ライセンス契約において、直接ライセンスと間接ライセンスのいずれがより好ましいかについての結語</p> <p>第5 結論</p> <p>.....</p> <p>第1 はじめに</p> <p>様々な要因から、日中間のライセンス契約が増加している。もっとも、日中間ライセンス契約に関する従前の記述は、技術契約、技術輸出入管理条例、各種知財法の解説といった法規制の説明という視点で記述されることが多かった。</p> <p>ところで、技術ライセンス契約については、中国国</p> |
|--|--|

内契約と中外渉外契約で適用されるルールが異なることが良く知られている。しかし、考えて見れば、日中のライセンス契約の間に、支配している中国法人を挟むこと（対内的に日本法人とその支配する中国法人との間にマスターライセンス契約を締結した上で、対外的にはその支配する中国法人とライセンシーとなる中国法人との間のサブライセンス契約とすること）により、対外的な関係を中国国内契約とすることは可能である。そうすると、その他の要素も全て考慮して、直接ライセンスと間接ライセンスのどちらが良いのかが問題となるが、この点について、知財法制を超えて契約法的視点や執行・送金の難易等も踏まえて総合的に比較検討した文献は、筆者の知る限りそう多くないと思われる。

本稿では、技術のライセンスと商標のライセンスについて、想定される日中間の直接ライセンス・間接ライセンスのそれぞれにおいて、要件・効果に果たしてどの程度違いがあるのか、どうすれば、技術や商標を中国により良い形で輸出できるのかという観点から、執行や送金といった周辺的な知識も踏まえ、ある程度単純化した上で、採り得るスキームを比較検討してみたい。

第2 あり得るシナリオ・スキームの検討

1 ライセンサーについて

日本法人が特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を所有している場合は、ライセンサーは日本法人となることが原則である。

もっとも、この場合でも、日本法人が中国現地で自ら支配する中国法人（子会社等）に権利を移転させ、又は原始的に帰属させることにより、当該中国法人がライセンサーとなることがあり得る。日系企業の場合、一般には、中国の知的財産権であっても、本社である日本法人が所有していることが多いと思われる。ただ、例えば、中国現地法人が研究開発を行っている場合は、何らかの知的財産権が原始的に中国現地法人に帰属し、これを日本法人に移転させようと思っても、現地法人が合弁であるため他人の資本が入ってしまっていて、移転させられないということがあり得る。また、合弁などの場合に、知的財産権を現物出資したことにより中国法人に帰属させていることもあり得る。もっとも、現状比較的例外的な場合と考えられるので、本稿では中国現地法人に知的財産権が帰属す

る場合を大きく考察することは控える。

2 ライセンシーについて

他方、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を実施・使用等することとなる中国法人が原則としてライセンシーとなる。

どのような相手がライセンシーとなるかによって、ライセンス契約で考慮しなければならない要素が異なってくる。当該ライセンシーが、子会社など自らが支配する中国法人であるならば、結局独立した当事者ではない者同士のライセンス契約であるので、その契約の目的は、例えば、税務当局から移転価格課税をされないこと、きちんと送金できるようにすること位であり、個々の契約文言の詳細については、余り心配する必要がない。本稿では、このようなシナリオに特有の移転価格税制の問題は、掲載誌の性質に鑑みて厚く論じるべきではないと考えて、これ以上触れない。

他方、当該ライセンス契約が独立当事者間となれば、移転価格課税の心配の必要はない。しかし、独禁法的規制については心配しなければならない。送金の心配はこの場合でも必要である。本稿は、最終的なライセンサーとライセンシーが独立当事者である場合を主眼として論じることとする。

3 ライセンスの客体について

中国国内で知的財産権を実施、使用等することを前提とする場合、客体となる知的財産権は、中国の専利権（発明専利（我が国の特許権）、実用新案専利（我が国の実用新案権）、外観設計専利（我が国の意匠権））、中国の商標権、中国の著作権、その他ノウハウが考えられる。もっとも、ライセンシーが製造等した製品を外国に輸出など、テリトリーが中国国外を含む場合であれば、中国国外の知的財産権をライセンスすることがあり得る。

もっとも、中国国外の知的財産権となれば、中国法以外の第三国法の問題が出て来るため、本稿では中国国内の知的財産権のライセンスを主眼として論じることとする。

4 日中直接ライセンスか、間接ライセンスか

日中間で知的財産権のライセンス契約が行われる際のその基本的な契約スキームとしては、日本法人（A）が、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を実施・使用等する中国法人（C）との間で、直接ライセンス契約を締結する、というものが考えられる。実態にあわせた率直なスキームである。

他方、日本法人（A）が、支配する中国法人（B）との間でまずマスターライセンス契約を締結し、その後、当該中国法人（B）と、当該知的財産権を実施・使用等する中国法人（C）との間でサブライセンス契約を締結することも考えられる（A-B間契約と、B-C間契約）。⁽²⁾

勿論、資本関係その他の事情で、間接ライセンスしかできないという内部事情があることがあり得るが、両方可能である場合にわざわざ間接ライセンスをする理由は何か。

第1に、既に冒頭で示唆したとおり、対外的に適用されるルールとの相違を考慮しなければならない。間接ライセンスとする場合、当該支配する中国法人Bとサブライセンシーとなる中国法人Cは共に中国国内法人であるため、サブライセンス契約は、完全に中国国内法で処理される。後述する「技術輸出入管理条例」も、この関係では適用されない（当然ながらA-B間のマスターライセンス契約には適用されるが）。他方、直接ライセンスとする場合、日本法人と中国法人との間の契約は中外渉外契約となる。準拠法は日本法を選択する余地があるにはあるが、他方で、技術の輸出入となる場合は、「技術輸出入管理条例」の適用を受け、間接ライセンスの場合のサブライセンス契約（中国国内契約）とは異なる規律を受けることになる。この相違がどの程度あるのか。仮に直接ライセンスにおいてライセンサーとなる日本法人が、間接ライセンスの場合と比較して相当に不利であるというのであれば、間接ライセンスを選択する必要性が高まる。

第2に、法的というよりは、ビジネスの関係からライセンス管理上のメリットがある可能性がある。例えば、商品を中国で販売する場合も、日本から直接中国の得意先に発送しても良いが、回収の困難から中国の代理店や子会社経由で商品を流通させ、中国で代金回収を行うということがより好まれることが多い。同様に、ライセンスにおけるロイヤルティの回収において、直接ライセンスによる国際送金をさせるより、間接ライセンスによってサブライセンシーとなる中国法人Cには中国国内送金をさせ、国際送金は支配する中国法人Bから日本法人Aへの内部関係に絞るという方が、メリットある可能性がある。また、中国法人Cへの技術的な支援を継続して行う必要があるのであれば、その都度日本法人Aから出張で技術者を派遣するよりは、中国法人Bの技術者を派遣する方が都合が良

いかかもしれない。特に、中国国内にライセンシーが多ければ多いほど、支配する中国法人に中国国内のライセンス管理をさせるメリットが高まるように思われる。本稿ではビジネスの視点については多くを割かないが、本稿で述べる法的視点と併せて検討されねばならない。

5 小結

結局、客体の相違も考えなければならないものの、シナリオとしては、日本法人Aが中国法人Cに知的財産権を実施・使用等させるという前提のもとで、日中間直接ライセンス（日本法人Aが中国法人Cにライセンス）か、間接ライセンス（日本法人Aが支配する中国法人Bにマスターライセンスし、支配する中国法人Bが中国法人Cにサブライセンスする）のスキーム選択があり得ることになる。

以下、日中間直接ライセンスか、間接ライセンスのいずれのスキームが良いかについて、客体の相違（技術ライセンス又は商標ライセンス）を踏まえ、検討する。

第3 技術ライセンス契約の場合に考慮すべき点

1 はじめに

間接ライセンスの場合は、当該サブライセンス契約は中国法が適用されることは既に述べたとおりである。中国法では、中国国内契約につき、たとえ日系の独資企業同士であっても、準拠法の選択の余地はないと解されている（民法通則8条1項、契約法⁽³⁾126条1項反対解釈）。そして、中国の技術系の知財ライセンス契約の場合は、契約法第18章の「技術契約」の章が適用される。

他方、直接ライセンスの場合は、中外渉外契約となるため、中国においても、準拠法は当事者が自由に選択することができる筈である（契約法126条1項本文）。しかし、技術ライセンスの場合は、対外貿易となるため、対外貿易法の適用を受け、これに基づく技術輸出入管理条例の適用を受けるところ、同法及び同条例には、様々な技術ライセンスの場合の強行規定が置かれているため、結果としてどの国の準拠法を選択したとしても、この規定を無視することはできない。

なお、技術輸出入管理条例の守備範囲に関し、著作権ライセンスの場合であっても、プログラムの著作権（中国法でいう計算機ソフトウェア著作権）の場合は、適用可能性がある（計算機ソフトウェア保護条例22

条参照)。他方、単なる商標ライセンス契約には適用されない。商標ライセンス契約のスキーム比較は項を改める。

2 技術ライセンス契約におけるライセンサーとしての保証義務

契約法 349 条は、「技術移転契約の移転者は、自らが提供した技術の適法な保有者であること、ならびにその提供した技術が完全で、誤りなく、有効であり、約定した技術目標を達成することができることを保証しなければならない。」(ここでいう移転にはライセンスを含む)と、技術移転に関する保証義務を規定し、同 353 条は、(技術移転契約の)「受入者が契約の約定に従って専利を実施し、ノウハウを使用した結果、他人の合法的権益を侵害した場合、移転者がその責任を負う。但し当事者は別段の取決めがある場合はこの限りではない。」(下線は筆者)と、当該技術移転における第三者責任を規定する。これが、中国国内契約となる技術ライセンス契約の場合の保証義務ということになる。従って、中国国内のライセンス契約では、いわゆる不爭条項(ライセンサーが、ライセンサーの許諾する特許等の有効性を争わないとする条項)は無効と解される(この点につき、後述司法解釈の 10 条 6 号も参照)。

これに対し、技術輸出入管理条例 24, 25 条は類似の規定を置いている。まず、24 条 1 項及び 25 条は、結論として契約法 349 条と同じ規定を置いている(従って、中国に技術輸出する場合に不爭条項を設けていても準拠法如何にかかわらず当該不爭条項は無効となる)。更に 24 条 3 項も、契約法 353 条本文と同じ規定を置く。

契約法との相違点は、第 1 に、契約法 353 条但書(上記の下線部)の規定が、技術輸出入管理条例には存在しないことである。つまり、対第三者責任については、中国国内ライセンス契約の場合は、任意規定となり合意により修正排除が可能であるが、涉外ライセンス契約の場合は、これが完全な強行規定となることになる。第 2 に、これらの規定に加えて、技術輸出入管理条例 24 条 2 項は、「技術輸入契約の受入側が契約の約定に従って提供側の技術を使用した結果、第三者から権利侵害の主張がなされた場合、直ちに提供側に通知しなければならない。提供側は通知を受けた後、受入側と協力し、受入側が受ける不利益を排除しなければならない。」と規定し、提供側に、積極的に第三者と

の間の紛争を解決する義務を負わせている点である。この規定と同一類似内容の規定は、契約法には存在していない。

以上まとめると、間接ライセンスのスキームの場合、合意により第三者責任を契約法所定の義務よりは軽減することが可能である(契約法 353 条但書)が、直接ライセンスのスキームの場合、これが強行規定であって軽減できず、第三者紛争についてライセンサーが直接解決しなければならない義務を負う(条例 24 条 2 項, 3 項)点で相違がある。その限りで、技術を提供する日本法人としては、間接ライセンススキームが有利である。ただし、どちらのスキームでも、ライセンスの客体そのものの完全性保証義務を負うことになる。従って、よく言われるようにライセンスの客体を限定し、ライセンスの前提条件(例えば、必要な水、設備、電気、原材料など)を明確にして、保証義務の範囲を絞る必要は、いずれのスキームのライセンサーにも必須となる。

3 技術ライセンス契約による改良技術の帰属

技術ライセンスを継続することにより、ライセンサーによる新たな技術改良の可否、及び仮に技術改良が生じた場合の帰属について、間接ライセンス・直接ライセンスの場合に、どのように契約に定めることができるであろうか。

まず、技術改良を禁止するような条項の可否について、契約法 329 条は、「違法に技術を独占し、技術の進歩を妨害し又は他人の技術成果を侵害する技術契約は無効である。」と規定し、最高人民法院の司法解釈である「技術契約紛争案件審理への法律適用の若干問題に関する解釈」⁽⁴⁾10 条 1 号は、「一方当事者が契約の目的技術の基礎の上で新しい研究開発を行うことを制限し、又はその改良技術の使用を制限し、若しくは当事者双方の改良技術の交換条件が対等ではないこと。これには一方の当事者に対し、その自主的に改良した技術が無償にて相手側当事者に提供し、互恵に反して相手側に譲渡し、改良技術に関わる知的財産権を無償にて独占または共有することを要求することを含む。」が、上記 329 条の「違法に技術を独占し、技術の進歩を妨害」することに該当する旨規定する。これらの規定に鑑みると、中華人民共和国の国内契約法上、ライセンサーに技術改良を禁じる条項を課する契約は無効となる。

では、技術改良の成果物の帰属についてはいかに解

することになるか。この点契約法 354 条は、「当事者は互恵の原則に基づき、技術移転契約において、専利の実施とノウハウの使用に当たり改良した技術成果の享有方法を取決めることができる。取決めがない又は取決めが不明確な場合、本法第 61 条の規定によってもなお確定できない場合は、一方の当事者による改良の技術成果につき、他の当事者はこれを享有する権利がない。」と規定する（下線は筆者）。また、関連する規定として、契約法 363 条は、「技術コンサルティング契約、技術役務契約の履行過程中、受託者が委託者の提供した技術資料及び作業条件を利用して完成させた新しい技術成果は、受託者に帰属する。委託者が受託者の作業成果を利用して完成させた新しい技術成果は、委託者に帰属する。当事者が別段の約定をする場合、その約定に従う。」（下線は筆者）。つまり、原則的に、技術改良の成果物の帰属については、当事者間の合意により定めることができることになっている（ここまでは法律の条文になっているので知財関係者に良く知られている）。

ただし、留意すべきは上述の司法解釈の 10 条各号、特に上述の 1 号である。独自開発した改良技術を「無償にて相手側当事者に提供し、互恵に反して相手側に譲渡し、改良技術に関わる知的財産権を無償にて独占しまたは共有すること」（前掲司法解釈 10 条 1 号）が禁じられている。即ち、無償のアサインバックは、共有とする場合を含め、たとえ間接ライセンスとしたとして、当事者間で「別段の約定」をしても無効となる可能性が高い。もっとも、「無償にて・・・提供」（中文原文も「無償提供」）に通常実施許諾であっても含まれるか否かは不明確（調査した限りはこの点の判例はない）であり、現実の契約交渉の場面においては、無効リスクはある程度覚悟して（分離可能性条項を規定した上で）無償の通常実施許諾を規定することは、考えられなくはない。また、無償ではなく有償であれば上記司法解釈には反しないように思われるので、有償でアサインバックすること、又は独占的若しくは排他的なグラントバックをすることは禁止されていないと思われる。一応、安全ベースでもっとも有利な契約交渉を想定するとすれ、（独占的、排他的、通常かは触れずに）実施許諾を行うことには合意し、具体的内容ロイヤリティについては（無償を含め）幅を持たせた上で協議して決するといった規定を置くことが無難ではないだろうか。

他方、直接ライセンスの場合に優先適用される技術輸出入管理条例では技術改良についてどのような規定を置いているのであろうか。

まず、技術改良を禁止することについては、技術輸出入管理条例 29 条 3 号が明確に禁止している。

また、改良技術の帰属についても、同 27 条が、例外を設けずに、「改良した技術は改良した側に帰属する。」と規定することから、改良技術をライセンシーが生じさせれば、それはライセンシーの技術となることになる。更に、対外貿易法 30 条が、明文で「知的財産権の権利者に、ライセンシーがライセンス契約中の知的財産権の有効性に疑義を呈することを阻止し、強制的包括ライセンスを行い、ライセンス契約の中で排他的グラントバック条件を定める等の行為があり、かつ対外貿易の公平な競争秩序を脅かす場合、 國務院対外貿易主管部門は、その被害を除去するために必要な措置を講じることができる。」（下線は筆者）と規定していることにも留意すべきである。つまり、技術輸出となるような直接ライセンスの場合、帰属がライセンシーになることが強制されることに加えて、グラントバックすることについても、予め排他的グラントバックを定めることは仮に有償であっても禁止されると解されよう。更に、上記対外貿易法 30 条が、「強制的包括ライセンス」即ち、いわゆる非係争条項を明文で問題視している点にも留意する必要がある。これは中国国内契約では明文では規定がない（後述する司法解釈 10 条 4 号等に該当する可能性はあるが）。

以上、間接ライセンス（中国国内契約）と、直接ライセンス（中外涉外契約）の場合の技術改良の帰属につきライセンス契約で合意することの可否の可能性について、やや大胆にまとめると次のようなものとなる。

	アサインバック (譲渡, 共有)		独占・排他的 グラントバック		通常実施許諾		非係争 条項	不 争 条 項
	有償	無償	有償	無償	有償	無償		
国内契約	○	×	○	×	○	△	△	×
涉外契約	×	×	△	×	○	△	×	×

これらから明らかのように、直接ライセンスと間接ライセンスの場合で、改良技術の処理について若干の差があると思われ、その限りではあるが、技術を提供する日本法人としては、間接ライセンススキームが有利である。

4 その他の技術ライセンス契約に対する制約

以上述べたような技術保証や技術改良に関する諸点以外に、ライセンス契約を制限する条項を契約等で定めることを禁止している主要規定としては、国内契約においては、上述の司法解釈10条各号、涉外契約においては技術輸出入管理条例29条各号であるが、実質的な差異はない。

(1) 競業技術の制限

司法解釈10条2号は、「受入側にその他の供給先から提供側の提供した技術に類似し又は競合する技術の取得を制限すること。」は、契約法329条に照らし無効である旨規定する。同種規定は、技術輸出入管理条例29条4号にも規定されており、この点において、直接ライセンスと間接ライセンスの規制に実質的な差異はない。

(2) 拘束条件の制限

司法解釈10条4号は、「技術受入側に、技術の実施に必ずしも必要とは言えない付加条件を受入させるよう要求すること。必須といえない技術、原材料、製品、設備、役務を購入させること及び必須といえない人員を受入させること等を含む。」は、契約法329条に照らし無効である旨規定する。同種規定は、技術輸出入管理条例29条1号にも規定されており、この点において、直接ライセンスと間接ライセンスの規制に実質的な差異はない。

(3) 原材料等の制限

司法解釈10条5号は、「不合理に技術受入側の購入する原材料、部品、製品又は設備の経路や出所を制限すること。」は、契約法329条に照らし無効である旨規定する。同種規定は、技術輸出入管理条例29条5号にも規定されており、この点において、直接ライセンスと間接ライセンスの規制に実質的な差異はない。

(4) 実施制限に関する規制

技術輸出入管理条例29条7号は、「受入側が輸入技術を利用し生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。」、同6号は、「受入側の製品の生産数量、品種又は販売価格を不合理に制限すること。」を技術輸入契約中に規定することを禁止している。他方、司法解釈10条3号は、「当事者の一方が市場の需要に応じて、合理的な方法により契約の目的技術を十分に実施することを妨害すること。これには、明らかに不合理に技術の受入側が契約の目的の技術

生産製品又は提供役務の数量、品種、価格、販売経路又は輸出市場を制限することを含む。」は、契約法329条に照らし無効である旨規定する。両者は、規制の趣旨としては同一であると思われるが、規制態様が若干異なる。もっとも実質的な差異は殆どないものと思われる。

(5) その他の技術ライセンス契約の内容に対する制限

なお、WTO加盟に伴い失効した「技術導入契約管理条例」では、技術を輸入するライセンス契約の期間を最大10年と設定し(8条)、かつ、契約終了後に導入した技術を継続使用することを禁止する条項を入れてはいけないとされ(9条8号)、国内技術契約とは比較して明らかに外国技術輸出者に明らかに不利な規定を置いていたが、このような規定は既に廃止されている。

5 技術に直接関連しない条項について

以上主に技術にかかわる条項を検討したが、技術ライセンス契約も契約である以上、中国国内契約と中外涉外契約における一般契約法上の差異がスキームの是非に影響を与える可能性がある。以下、紛争解決条項、送金に関する規制、経営範囲規制、反独占法規制について検討する。

(1) 紛争解決条項

ア はじめに

既に多くの方がご存じであると思われるが、中華人民共和国で訴訟する場合は、管轄が極めて重要である。何故なら、裁判所は4級(最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院)であるが二審制であるため、例えば基層人民法院で一審を行った裁判はその地方の中級人民法院で原則確定してしまう。そして、裁判官に地方をまたがるような配置転換は原則なく、給与はその地方の人民政府から支給されているという現実に鑑みれば、地方保護主義が根強いことも理解できるだろう。故に国内紛争の場合も含め、仲裁による紛争解決が比較的好まれる傾向にあるが、中国の仲裁法は我が国のそれと異なるため、正確に理解することなく仲裁条項を置くと、当該仲裁条項が無効となったり、出された外国仲裁判断が承認・執行して貰えないというリスクもある。よって、紛争解決条項をどのように置くことができるかは、契約作成上もっとも重要な点といって過言で

はない。そして、直接ライセンスの場合と間接ライセンスの場合で、置くことが可能な紛争解決条項が異なるため、よく理解して頂きたい点である。

イ 訴訟による解決

間接ライセンス、つまり対外的には中国国内契約となる場合の管轄裁判所の合意については、我が国の民事訴訟法とは異なる規制がある。

即ち、中華人民共和国の民事訴訟法 25 条は、「契約の両当事者が書面契約中に被告住所地、契約履行地、契約締結地、原告住所地、目的物所在地の人民法院が管轄すると選択することができる。但し、本法の審級管轄及び専属管轄の規定に違反することはできない。」と規定するため、これらのいずれの連結点もない場所の裁判所を合意管轄裁判所とする合意は無効となる。⁽⁵⁾

他方、直接ライセンス、つまり中外涉外契約となる場合に、訴訟で紛争解決をしようとする場合は、日中間で外国財産判決の承認執行はできていないという事実を十分勘案する必要がある。すなわち、中華人民共和国民事訴訟法 266 条は、「・・・中華人民共和国が締結又は参加する国際条約に基づき又は互惠原則に基づき審査した後、中華人民共和国法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共利益に違反しないと認定する場合、その外国判決の効力を承認する裁定をし、執行が必要な場合は、執行令を発行し、本法の関連規定に基づき執行する。中華人民共和国法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に違反する場合、承認・執行をしない。」と規定するが、最高人民法院 1994 年 6 月 26 日「人民法院が日本判決を承認すべきか否かに関する回答」([1995] 民他字第 17 号)、大連市中級人民法院 1994 年 11 月 5 日決定(国際商事法務 1997 年 3 月号 275 頁)によると、原告は、日本の横浜地方裁判所小田原支部が下した 1 億 4000 万円の請求を認容する判決に基づき、大連市中級人民法院に対し、中華人民共和国大連市において中華人民共和国の会社に対する出資持分権の差押さえることの承認と執行を求めたところ、「中国と日本との間には相互に裁判所の判決、決定を承認・執行する国際条約締結もなく」「相互の互惠関係も成立していない」ことを理由として、承認執行が認められなかった。か

かる判断を前提とする限り、日本のある裁判所に専属的合意管轄を認めるライセンス契約を締結したとして、その裁判所で勝訴したとしても、これを中国にて承認・執行を求めることができないことになる。他方、日本の民事訴訟法 118 条は、日本の裁判所が外国裁判所の確定判決の効力を認める 4 要件を定めるが、大阪高判平成 15 年 4 月 9 日判決(判例時報 1841 号 111 頁)によれば、上記大連中級人民法院の判断も引用した上で、中華人民共和国人民法院の判決は、民事訴訟法 118 条 4 号(相互の保証)の要件を満たしていると言えないと判示し、中国の人民法院で勝訴した判決を日本にて承認・執行を求めることもできない状況にある。結局、日中間の涉外契約について、仮に仲裁ではなく訴訟で紛争解決をしようとするれば、執行可能な財産が存在する国で訴訟して判決を得て執行する必要があるが、日中どちらか一箇所の裁判所で専属的に紛争解決をすることは不可能である。

ウ 仲裁による解決

仲裁により紛争解決する条項を置く場合、間接ライセンス、つまり中国国内契約の場合は、中国の民事訴訟法及び仲裁法に基づき仲裁を行わなければならない。この点、第 1 に、中華人民共和国国外の仲裁機関で紛争解決できないこと、第 2 に、仲裁合意において、仲裁機関の合意を明確に定めることが特に大きな留意点となる。

第 1 の点であるが、中国民事訴訟法では、仲裁を、国内当事者による国内仲裁、国内当事者と外国当事者間であるが仲裁判断が中国国内で出される涉外仲裁、仲裁判断が中国国外で出される外国仲裁に区分して規定を置いている。そして、国内ライセンス契約の場合、国内仲裁機関での仲裁判断→管轄のある中国の人民法院での仲裁判断の執行の裁定(中国民事訴訟法 213 条)という流れで、仲裁判断が執行されることになる。つまり、明確な明文はないが、中国国内法上、中華人民共和国の外で、例えば日本商事仲裁協会で仲裁判断を求めることができないと理解して頂いて差し支えない。

第 2 の点であるが、中国仲裁法 16 条では、①仲裁申請意思、②仲裁事項、③仲裁機関を仲裁合意に含めなければならない旨が規定されており、こ

れに反する場合は、仲裁合意が無効となる（中国仲裁法 17 条, 18 条も参照）。ところで、日本商事仲裁協会のモデル仲裁条項は、「この契約からまたはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、(場所)において仲裁により最終的に解決されるものとする。」という条項となっており、我が国の企業の契約書も、これに倣って仲裁条項が規定されることがあるのではないかと思うが、このモデル条項のまま、場所だけ中国の某地を規定してしまうと、仲裁場所の定めはあるが、③仲裁機関の規定がないことになり、中国の仲裁法上は無効な仲裁合意になってしまう点に留意しなければならない。

他方、直接ライセンス、つまり中外渉外契約となる場合は、日本も中国もニューヨーク条約⁶⁾の締結国（2009 年 10 月現在 144 ヶ国が加盟）であり、締結国の仲裁判断については、自国において承認・執行することが原則として義務付けられている（条約 3 条）。そして、締結国は、条約 5 条に規定する事情がない限りにおいて、承認・執行を拒絶することができない。つまり、渉外ライセンス契約の場合、殆ど世界中どこかの仲裁判断であっても、日中両国において執行可能という点が大きな特徴である。

なお、私の経験に照らして言えば、日中間のライセンス交渉に際して、技術輸出入管理条例等を引き合いに出して、日中間のライセンス契約の紛争解決は中国の仲裁でなければならない、等のことを相手方が言うてくる場合がある。しかし、上述のとおり中華人民共和国はニューヨーク条約の締結国であり、法的には何ら根拠のないことである。このように、中国側が日本側の中国法の不知を突いて、法的には不当な契約交渉を行ってくることは良く見られることであり、むしろ日本側が中国法を中国側に解説出来る程度には知り尽くしておく必要がある。

但し、中華人民共和国の人民法院は、比較的高い確率で、ニューヨーク条約 5 条を適用して、枝葉末節的な手続違背を理由として、外国仲裁判断の承認・執行を拒絶する決定を行う傾向がある。本稿ではその詳細に触れないが、仲裁条項を置く

場合も、極めて慎重に規定しなければ危うい。

エ 小結

以上のとおり、間接ライセンス（中国国内契約）の場合と、直接ライセンス（中外渉外契約）の場合では、紛争解決条項に別異の配慮が必要となる。どちらがより優れているという訳ではないかもしれないが、日本企業の立場からすれば、日本（例えば、日本商事仲裁協会）で常に紛争解決を行い得るという点では、直接ライセンスとする方が有利とも言い得る。もっとも、若干言及したとおり、仲裁も万全ではないし、日中間契約において、紛争解決を常に日本の商事仲裁協会とすることは、ライセンシーである中国企業に不利となるため、これに同意が得られるか否かは力関係にもよる。他方、中国の裁判における地方保護主義的色彩をも加味すれば、中国現地法人が既にある地域において有力な企業に成長している場合に、その地域の専属的合意管轄とすることの方が、当該企業にとって有利かもしれず、そのような場合は、間接ライセンスとしてそのような合意管轄条項を規定する方が有利となる可能性もある。

(2) 送金に関する諸規制

送金の観点から、直接ライセンス（送金は、中国法人のライセンシーが直接日本法人のライセンサーに行われる）と間接ライセンス（中国法人のサブライセンシーが中国法人のサブライセンサーに中国国内送金し、その後当該サブライセンサーから日本法人へ国際送金がされる）の是非を検討したい。

まず、いずれにせよ中国から日本への技術ライセンスにおけるロイヤルティの送金が発生するが、この具体的な手続は次のとおりである。

まず、送金の前提として、渉外ライセンス契約については、商務主管部門で契約後 60 日以内（売上の料率により支払う通常のライセンス契約の場合は、第 1 回の支払金額の基準期間が満了後 60 日以内）に、自由技術輸出入契約の登記をしなければならない（技術輸出入管理条例 18 条。技術輸出入契約登記管理弁法 6 条 7 条。以上は、技術が自由類に属する通常の場合。）。また、中華人民共和国の専利権に関するライセンス契約であれば、国内契約・渉外契約を問わず、契約から三ヶ月以内に、専利主管部門に対し契約の届出をしなければならない（専利法実施細則 14 条 2 項、専利実施許可契約備案管理弁

法⁽⁷⁾5条)。

そして、これらの登録・届出があれば、国家外貨管理局「非貿易販売支払及び国内居住者個人外貨収支管理操作規定移管（試行）に関する通知」（匯発[2002] 29号）⁽⁸⁾以後については、ライセンス料は原則として、金額に関係なく、外貨管理局の批准なしに、銀行審査のみで送金できることになっている。

ただし、送金額が3万米ドル以上の場合、送金前に主管税務機関に申請して税務証明を取得する必要がある（国家外貨管理局、国家税務総局「役務貿易等項目対外支払に提出する税務証明に関連する問題に関する通知」（匯発[2008] 64号）⁽⁹⁾）。他方、送金額が5万米ドル未満の場合、これらの技術ライセンス契約の登録・専利ライセンス契約の届出がなくても、送金ができる（国家外貨管理局「經常項目外貨管理政策に関する通知」（匯発[2006] 19号）⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾）。この2点に関する限り、送金額が小さい方が手続的には緩和されることになるため、多数のライセンシーが中国国内にいる場合に、支配する中国法人を経由することなく、それぞれ個別に日本法人に送金して貰った方が、揃えるべき書類は簡単で済むということがいえる。

結論として、日本側からすれば、直接ライセンスをして1回の送金額が小さくなれば、個々のライセンシーが銀行送金の際に税務証明を取得したりしなくて良くなるという意味において直接ライセンスにもメリットがある。他方、この場合全てのライセンス契約について、技術輸出入管理条例に基づく登記と、専利権に関するライセンス契約の届出の両方をしなければならないことになるが、間接ライセンスの場合、専利権に関するライセンス契約の届出はそれぞれ行わなければならないが、技術輸出入管理条例に基づく登記はマスターライセンス契約の1本となり、こちらの手間は間接ライセンスの方が軽くなる可能性がある。

別の問題として通貨の問題も検討する必要があるかもしれない。即ち、間接ライセンスとなる場合、中国国内契約となるサブライセンス契約は原則として人民元取引となるが、中外渉外契約となるマスターライセンス契約は原則として外貨建てとなる⁽¹²⁾。そうすると、間に立つ日本法人の支配する中国法人が、為替差損を抱えるリスクがあるかもしれない。もっとも、間に立つ中国法人に利益が確保さ

れるようにマスターライセンスとサブライセンスのロイヤルティが設計されるであろうから、一般にロイヤルティがマスターライセンスとサブライセンスで同額となることは余り考えられず、そうするとスキームを変更しなければならない程に為替差損が大きな問題とはならないことが一般ではないかと思われる。

なお、間接ライセンスは、上述のとおり、マスターライセンスのロイヤルティとサブライセンスのロイヤルティとの間に差を設けることで、ライセンス契約のみで、中間に立つ日本法人の支配する中国法人に一定の利益が生じるように設定することができるが、直接ライセンスとする場合に、間に立つ者（例えば、直接ライセンスの場合でも、様々なメンテナンス業務は現地法人にさせることが考えられる）がいたとしても、ライセンス契約の当事者ではないので、当然ながらその中間者にはロイヤルティ収益が生じない。この場合、別途そのようなメンテナンスの対価を、ライセンシー又はライセンサーから回収する手筈が必要となる。

いずれにせよ送金に一定の手続が必要であること、今日においてはロイヤルティの送金において外貨管理局の恣意（批准）によりできないかもしれないというリスクは余り大きくはないことから総合衡量すると、直接ライセンスか間接ライセンスかのスキーム選択において、送金問題が占める比重は余り大きくはないのではないと思われる。むしろ、当該ライセンシーの特徴を踏まえ、どちらの方が実際問題として技術やロイヤルティの回収を管理しやすいかといった点を検討すべきであろう。

(3) 経営範囲による制約

間接ライセンスの場合、中国法人が中国法人に対しサブライセンスを行うこととなる。ということは、サブライセンサーとなる中国法人が、技術ライセンスを行うことが、「経営範囲」⁽¹³⁾上許されていることが必要である。

最高人民法院「中華人民共和国契約法」を適用する若干問題に関する解釈（一）⁽¹⁴⁾10条本文によると、経営範囲を超過した契約行為であったとしても、それだけで当該契約が無効になる訳ではない。しかし、同条但書は、「但し、国家の経営・フランチャイズ経営の制限及び法律、行政法規が経営を禁止する規定に違反する場合を除外する。」となって

いる。原則として工商行政管理局で登記すれば直ちに営業許可証が貰える内資系企業と異なり、外商投資企業の経営範囲は、全て商務部（又はその地方組織）の批准が得られる範囲でしか認められない。従って、上記司法解釈（一）第10条本文にもかかわらず、外商投資企業が経営範囲を超過して行ったライセンス行為は、なお但書の適用により、有効とされない可能性が残されていると言えなくはない。⁽¹⁵⁾

そこで、間接ライセンスの場合は、サブライセンサーとなる中国法人の経営範囲について、工商行政管理局の発行する営業許可証、（外商投資企業の場合は）市政府の発行する批准証書、及び当該法人の定款を見て、技術ライセンスを可能とするような経営範囲、例えば当該製品に関する技術サービス（技術サービス）が含まれているか確認し、万一含まれていない場合は、その変更を検討しなければならない。

（4）反独占法制定以後の状況について

ところで、中華人民共和国の技術契約や技術輸出入管理条例によるライセンス契約に対する制約は、我が国や他国においては、独占禁止法など競争法によって規律される場所である。しかし、中華人民共和国においては長年基本となる競争法が制定されていなかったため、競争法による規制という形式でライセンス契約が規律されることはなかった。

しかし、2007年8月に中華人民共和国の反独占法⁽¹⁶⁾が制定され、2008年8月1日より施行されている。同法55条は、「事業者が知的財産権に関する法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為については、本法を適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限する行為には、本法を適用する」旨規定し、反独占法が知財ライセンス契約にも適用されることが示唆されている。

現時点において、行政法規や部門規章の形式で、又は我が国や米国のガイドラインのような形で、知的財産権の行使に対し反独占法がどのように適用されるのかを明らかにしたものはない。もっとも、国家工商行政管理総局は、2010年12月31日、「工商行政管理機関独占協議行為を禁止することに関する規定」（国家工商行政管理総局令53号）を公布する等、徐々に反独占法の実体的な内容を明らかにする部門規章やガイドラインが整備されつつある。

反独占法の適用は、直接ライセンス・間接ライセ

ンスを問わず等しく適用されることとなるものとは思われるが、従前の技術ライセンス契約とは異なる視点が提示される可能性もあるので、今後の動向に注目したいところである。

6 技術ライセンス契約において、直接ライセンスと間接ライセンスのいずれがより好ましいかについての結語

以上検討したとおり、技術のライセンサーである日本法人と、実際の技術の実施者である（独立当事者である）中国法人とが直接ライセンスする場合と、その間に日本法人の支配する中国法人が入って間接ライセンスとなる場合との間では、適用される法に一定の差が見られる。特に保証義務や改良技術の帰属・処分を巡っては、間接ライセンスとした方がライセンサーとなる日本法人にとって若干有利であることが検証できた。但し、具体的事案においては、紛争解決条項や送金の観点から、直接ライセンスとした方が有利になる可能性がある場合も考えられる。

もっとも、これらの差は絶対的に大きいものとは言いえないこと、有利不利も場合によること（例えば紛争解決条項については、地方保護主義や力関係によっては、むしろ間接ライセンスの方が有利である可能性もある）も確認できた。

そうすると、技術ライセンス契約において、直接ライセンスとするか、間接ライセンスとするかについては、法規制以外の要素、例えば、ライセンサーが中国に現地法人を持つ等の手法により間接ライセンスにより管理をすることが可能か否か、中国のライセンサーが現地法人に管理されねばならない程に多いのか等も踏まえ、総合的に検討する必要がある。

第4 商標ライセンス契約の場合に考慮すべき点

1 はじめに

商標ライセンス契約の場合、技術輸出入管理条例のような、渉外間において別異の扱いを行わせるような中国の法令は特にない。従って、技術ライセンス契約の場合のように、法適用の関係で、直接ライセンスと間接ライセンスの相違が大きくでることは余りないと思われる。

もしそうであれば、法的な点を考慮せずに、実際のビジネス上の都合に合わせて直接ライセンスとするか、間接ライセンスとするかを選択すれば良いことになるが、本当に法的な差異は生じないのか、中国の商

標ライセンス契約の規制を概観したい。

2 商標ライセンス契約におけるライセンサーとしての保証義務

中国商標法 40 条 1 項は、「商標権者は商標ライセンス契約を締結することを通じて他人にその登録商標の使用を許諾することができる。ライセンサーは、ライセンサーがその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。ライセンサーは、登録商標の商品品質を保証しなければならない。」と規定する。中国国内契約であれ、中外渉外契約であれ、中国の商標権を保有しているライセンサーは、上記商標法 40 条 1 項の監督責任を負うことになる。

また、商標法 40 条 2 項は、「他人の登録商標の使用を許諾されている場合、必ずその登録商標を使用する商品上にライセンサーの名称と商品の産地を記載しなければならない。」と規定している。

これらの規定に鑑みると、中国の商標権のライセンスがされる場合には、原則としてライセンサーがその商品の責任主体となるように思われるが、ライセンサーが負うことになる監督責任というのは、具体的にどのようなものになるだろうか。例えば、製造物責任をライセンサーが負うことはあり得るのだろうか。

答えは是である。最高人民法院の「製品不法行為案件の被害者が製品の商標所有者を被告として民事訴訟を提起することができるか否かに関する回答」（2002 年 7 月 4 日最高人民法院審判委員会 法積 [2002] 22 号）という司法解釈は、「自己の氏名、名称、商標又はその他識別可能な標識を製品上に体现させ、自己が製品製造者であると表示された企業または個人は、民法通則 122 条所定の製品製造者及び製品品質法所定の生産者に該当する。」とした。

この司法解釈のもとになった事案は、次のような紛争であった。1995 年、荊其廉の息子及び張新榮の息子ら 5 名が、GM の「シボレー」を運転していたところ事故が発生し、二人の息子が即死し、残りの 3 名が負傷した。事故現場で公安は、「事故は、現場検証の結果、重量物を積載しておらず、衝突もしていないのに、後部車軸が突然折れ、重大事故が発生した」と記載された証明書を発行していた。

そこで荊其廉及び張新榮は、GM の車の車軸に品質問題があったのではないかという疑いをもち、荊其廉及び張新榮は米国 GM 及び米国 GM の中国子会社に対し訴えを提起したが、米国 GM は、事故車両は米国

GM が製造したのではなく、ブラジルの GM 子会社が製造したものであるため、米国 GM は被告としての適格を有しないと主張した事例であった。

上記司法解釈は、確かに米国 GM は車両を生産していないかもしれないが、車両に米国 GM が許諾した商標が表示されていたところ、製造物責任の責任主体となる旨を認めたものである。この点、ブラジルの GM 子会社が車両を製造したことについても、車両又は説明書のどこかに表示されていたのではないかと思われるが、それにもかかわらず、商標権者に製造物責任を認めた点は留意すべきである。

このように、商標権者の保証責任は、日本法人による間接ライセンスの場合も、直接ライセンスの場合もいずれも同様に免れ得ないものとなっている。このような、商標権者に製造物責任も認められ得るという状況にあっては、安易に自らがコントロールできない中国法人に商標のライセンスをしないということが必要であり、万が一そのようなライセンスが必要であるならば、冒頭で大きくは検討しないと述べた「中国現地法人に商標権を持たせる」という知財戦略も、場合によっては必要かもしれない。

3 商標ライセンス契約の手續と送金について

(1) 一般的な手續

中華人民共和国商標法 40 条 3 項は、商標使用許諾契約については、商標局に対し届出（備案）しなければならないと定め、商標法实施条例 43 条は、かかる届出は、契約締結から 3ヶ月以内にしなければならないと定める。

もっとも、かかる届出をしなかったからといって、別段の合意を行わない限り、商標使用許諾契約の効力には影響を与えない（最高人民法院「商標民事紛争案件に適用する法律の若干問題に関する解釈」（法積 [2002] 32 号）⁽¹⁷⁾ 19 条 1 項）。従って、中国国内の商標ライセンス契約の場合は、商標法の明文には反するが、商標ライセンス契約を届出しないということがあり得る（国内送金は不可能ではない）。ただし、届出をすれば、第三者に対抗することができる（同 19 条 2 項）から、国内ライセンスでも届出の実益はある。

他方、渉外商標ライセンス契約については、かかる商標ライセンス契約の届出は必ず行わざるを得ない。何故なら、この登録を行わなければ、外国送金を行うことができないからである。既に技術ライセ

ンスの件で引用した国家外貨管理局「非貿易販売支払及び国内居住者個人外貨収支管理操作規定移管（試行）に関する通知」（匯發 [2002] 29 号）によると、商標ライセンス契約に基づく外国送金の際に、真実性確認のため、かかる商標ライセンス契約の届出の通知書を添付しなければならない旨が規定されている。敢えて言えば、かかる商標ライセンス契約の届出の影響の相違が、商標の直接ライセンスと間接ライセンスの法的相違点である。

(2) 送金面

なお、技術ライセンスに関し送金について述べた事項は、商標ライセンスの送金にも同様に当てはまる。ロイヤルティは原則として、金額に関係なく、外貨管理局の批准なしに、銀行審査のみで送金できる（前掲匯發 [2002] 29 号）が、送金額が3万米ドル以上の場合、送金前に主管税務機関に申請して税務証明を取得する必要がある（前掲匯發 [2008] 64 号）。また、送金額が5万米ドル未満の場合、商標ライセンス契約の届出がなくても、送金ができる（前掲匯發 [2006] 19 号）。

因みに、課税の関係でいえば、営業税が免除される可能性のある技術ライセンス契約と異なり、商標ライセンス契約の場合は営業税が必ず課税される。従って、あるライセンス契約が技術ライセンスと商標ライセンスを共に含む場合は、これが対価的に区分して計算可能な契約にしなければならない点は留意が必要である。

(3) 経営範囲とフランチャイズに関する点

一般に商標のライセンス単体については、特別な経営範囲が含まれている必要はないと解されているが、契約内容に照らし、実態がフランチャイズ契約（中文で「特許経営」）となる場合は注意が必要である。

フランチャイズ契約については、中華人民共和国法上、外商投資企業か内資企業かを問わず、商業フランチャイズ経営管理条例（國務院令 485 号）⁽¹⁸⁾及び商業フランチャイズ経営届出管理弁法（商務部令 2007 年第 15 号）⁽¹⁹⁾に基づく条件を具備した企業でなければ行うことができず、またこれらの行政規則及び部門規章に基づく届出が必要である。

なお、かかる規制・届出は、中華人民共和国においてフランチャイザーとなる外国法人であっても適用される（上記届出管理弁法第 17 条）。従って、こ

の点に関する直接ライセンスと間接ライセンスの差というものはない。

4 商標ライセンス契約において、直接ライセンスと間接ライセンスのいずれがより好ましいかについての結語

技術ライセンスの場合と比較して、明確に間接ライセンスが法的効果としてライセンサーとなる日本法人にとって、有利に取り扱われる点は見当たらない。ロイヤルティの回収やライセンシーの管理など、ビジネス実務として、どちらのスキームがやり易いかといった観点で直接ライセンスと間接ライセンスのいずれを選択するかを検討することとなる。

第5 結論

以上、技術ライセンス契約と商標ライセンス契約について、日本法人が中国法人にライセンスする場合に、直接ライセンスと間接ライセンスのいずれが良いか、その両者にどの程度の法的相違（有利・不利）があるかを検討した。

結論として、技術ライセンス契約の場合は、ライセンサーとなる日本法人にとって、若干ながら間接ライセンスの方が法的にはより有利な立場を確保できるが、その差は絶対的なものではなく、商標ライセンス契約の場合は、ほぼ差がないということになった。

法的に差があまりないとなれば、あとはどちらがビジネス実務上有利であるかを検討して決して頂きたいが、いずれにせよ、本稿で述べたような諸点はライセンス契約を検討する上で関連すると思われるので、参考にして頂ければ幸いである。

以上

注

(1) 弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー。弁護士（日本、カリフォルニア州及びニューヨーク州）。京都大学物質-細胞システム統合拠点（iCeMS）客員准教授。同志社大学法科大学院兼任講師（中国法、日本会社法）。Twitter: @ifujimoto E-mail: mail@fujimotochiro.com

(2) この垂流として考えられるのが、日本法人（A）よりライセンスを受けた中国現地法人（B）が、実際に技術を実施する中国法人（C）との間で、製造委託契約を締結する場合である。A-B間はライセンス契約、B-C間は製造委託契約ということになるが、Bは、製造委託にあたりCに対し一定の技術指導を行うことになる。

- (3) 中文では「合同法」
- (4) 最高人民法院关于审理技术合同纠纷案件适用法律若干问题的解释 (2004年11月30日最高人民法院审判委员会第1335次会议通过 法释〔2004〕20号)
- (5) 一つの法的なテクニックとして、両者に無関係な地を管轄としたい場合は、その地を契約締結地とすることが考えられる。
- (6) 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約 (昭和36年7月14日条約第10号)。英文名“CONVENTION ON THE RECOGNITION AND ENFORCEMENT OF FOREIGN ARBITRAL AWARDS”。
- (7) 专利实施许可合同备案管理办法 (2011年6月27日国家知识产权局公布, 2011年8月1日施行)
- (8) 国家外汇管理局关于下发《非贸易售付汇及境内居民个人外汇收支管理操作规程》(试行) 的通知 (汇发〔2002〕29号)
- (9) 国家外汇管理局 国家税务总局关于服务贸易等项目对外支付提交税务证明有关问题的通知 (汇发〔2008〕64号)
- (10) 国家外汇管理局关于调整经常项目外汇管理政策的通知 (汇发〔2006〕19号)
- (11) 国家レベルでは、このような規制緩和が実施されているが、中国の場合、地方によっては、国家レベルのルール通りには運用されていないことがあり得る。また、外貨管理に関する各種規制は、かなり頻繁に変更されている点にも留意しなければならない。最新の状況は管轄の外貨管理局及び送金を担当する銀行に確認すべきである。
- (12) 近時、人民元による国際決済が認められるようになりつつあるので、この点にはかなり近い将来に大きな変化が到来する可能性もあるが。
- (13) 我が国の商法・会社法に例えるならば、「定款の目的の範囲」といったところである。
- (14) 最高人民法院关于适用《中华人民共和国合同法》若干问题的解释(一) (1999年12月1日最高人民法院审判委员会第1090次会议通过 法释〔1999〕19号)
- (15) この点を明確に論じた文献は筆者の知る限りにおいては示唆したとおり、裁判につき四級二審制を敷く中国では、法律につき全て統一的な運用がなされている訳ではないので、司法解釈で示されている点を超える更に細かい解釈については、地方により運用が分かれる傾向がある。
- (16) 反壟断法
- (17) 最高人民法院关于审理商标民事纠纷案件适用法律若干问题的解释 (2002年10月12日公布。法释〔2002〕32号)
- (18) 商业特许经营管理条例 (国务院令 第485号)
- (19) 商业特许经营备案管理办法 (商务部令 2007年第15号)
- (原稿受領 2011. 8. 24)

